

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎市地域防災計画風水害対策編及び 都市災害対策編の修正案について

資料 1 川崎市地域防災計画の修正について

資料 2 「川崎市地域防災計画風水害対策編及び都市災害対策編（修正素案）」パブリックコメントの実施結果について

資料 3 川崎市地域防災計画風水害対策編・都市災害対策編（修正案）－概要版－

平成 26 年 10 月 7 日

総 務 局

川崎市地域防災計画の修正について

1 川崎市における防災対策の見直し経過

■国の動向■

東日本大震災後、災害対策基本法の改正（2回）や防災基本計画の修正（3回）等が行われ、震災以外の災害も含めた防災対策の大幅な見直しが行われました。



■本市のこれまでの動き■

東日本大震災後、震災時の防災・減災対策を中心に、各種防災計画の見直しや、それら計画に基づく取組を進めてきました。

■地域防災計画震災対策編の修正■

- 1 第1期修正（H24.7策定）
 - 2 第2期修正（H25.10策定）
- *新たな地震被害想定や各種防災計画の見直しなども踏まえた修正の実施

■各種防災計画の修正等(平成25年4月公表)■

- 1 地震防災戦略（改定）
- 2 備蓄計画（改定）
- 3 臨海部防災対策計画（新規）
- 4 津波避難計画（新規）



■本修正について■

【目的】

「地域防災計画風水害対策編」及び「都市災害対策編」について、災害対策基本法、水防法、気象業務法等の改正や、国における防災基本計画の修正、原子力災害対策指針等の策定を踏まえた修正を行うことで、本市の防災・減災対策の推進を図ることを目的とします。

■各編共通の主な修正■

（震災対策編・風水害対策編・都市災害対策編）

- 災害対策基本法等の改正内容などの反映
- ・地区防災計画の計画提案に関する事項
 - ・緊急避難場所、避難所の指定等
 - ・災害時要援護者名簿の作成等
 - ・屋内待機等の安全確保措置の指示
 - ・被災者への配慮関係
 - ・り災（罹災）証明関係
 - ・安否確認情報の提供等
 - ・被災者台帳の作成等
 - ・震災対策編（H25.10修正）と共通する部分の反映

■風水害対策編の主な修正■

- 1 初動体制及び災害対策要員の動員配備基準等の見直し
- 2 水防法の改正に伴う項目の追加
- 3 火山災害対策の新設

■都市災害対策の主な修正■

原子力災害対策指針の策定や防災基本計画等の修正内容の反映

法律の改正に伴う修正については、震災対策編に反映

各局室区の個別防災計画等へ反映

2 主な修正内容

資料 1

| 修正事項 | 修正概要 |
|--------------------------------|--|
| 1 各編共通の主な修正事項 | |
| ① 地区防災計画の計画提案等に関する事項 | 住民等が、地区内の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を市防災会議へ提案できることや、提案を受けた市防災会議は、必要と認めるときは、市地域防災計画に反映することなどを追加 |
| ② 緊急避難場所、避難所の指定等 | 異常な現象（洪水、崖崩れ、高潮、地震、津波、火山、大規模な火事、内水氾濫）毎に、緊急避難場所を指定することや、新たに避難所を指定したときなど、公示等による市民への周知について追加 |
| ③ 災害時要援護者名簿の作成等 | 災害時要援護者避難支援制度登録者以外の要介護度3～5、身体障害等級1～3級の方の情報を把握し、発災時に避難所等に情報提供することなどを追加 |
| ④ 屋内退避等の安全確保措置の指示 | 避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合などは、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができることについて追加 |
| ⑤ 被災者への配慮関係 | 避難所以外の場所での生活を余儀なくされた被災者に対して、食料等必要な物資の配布情報の周知など、必要な配慮に努めることについて追加 |
| ⑥ り災（罹災）証明関係 | 平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制の確保に努め、発災時に遅延なく住家等の被害の程度を調査することについて追加 |
| ⑦ 安否情報の提供等 | 避難者の安否について住民等から照会があったときは、避難者等の権利利益を侵害することのない範囲で、安否情報を回答することについて追加 |
| ⑧ 被災者台帳の作成等 | 個々の被災者の被害の状況や各種支援措置の実施状況等を一元的に集約した被災者台帳を必要に応じて作成することなどを追加 |
| ⑨ 震災対策編と共通する部分の反映 | 防災力の向上や広域応援体制、男女双方の視点への配慮、災害ボランティアの受入体制等を反映 |
| 2 風水害対策編の主な修正事項 | |
| ① 初動体制の確立 | 気象業務法の改正に伴い導入された特別警報が発表された際に、災害対策本部を設置することなど、初動時における本部設置基準の見直しを実施 |
| ② 災害対策要員（市職員）の動員・配備 | これまでの災害対応などを踏まえ、台風・集中豪雨等に関する動員配備基準と大雪に関する動員配備基準にわけて設置 |
| ③ 水防法の改正に伴う項目の追加 | 地下街等、災害時要援護者施設及び大規模工場等の行う避難確保や浸水防止活動について追加 |
| ④ 火山災害対策の新設 | 国の防災基本計画、各種検討会での検討結果を踏まえ、富士山噴火に伴う降灰対策等を追加 |
| 3 都市災害対策編の主な修正事項 | |
| ① 原子力災害対策指針の策定や防災基本計画等の修正内容の反映 | 災害情報等の収集・連絡等について、4つの段階に分けて整理したほか、広域的な放射能被害への対策などを追加 |

3 パブリックコメントの実施結果

- 意見の募集期間 : 平成26年6月30日(月)～平成26年7月30日(水)(31日間)
- 意見提出数 : 7通(電子メール2通、FAX3通、その他2通)
- 意見数 : 9件
- 意見の件数と対応区分 :

| | |
|-----------------------|----------------------|
| 風水害対策編に関すること | 2件(市の考え方の区分 C1件 D1件) |
| 都市災害対策編に関すること | 1件(市の考え方の区分 D1件) |
| 風水害対策編及び都市災害対策編に関すること | 4件(市の考え方の区分 B3件 D1件) |
| その他 | 2件(市の考え方の区分 E2件) |

※ 本計画については10月9日開催の川崎市防災会議で最終決定

「川崎市地域防災計画風水害対策編及び都市災害対策編(修正素案)」 パブリックコメントの実施結果について

1 概要

災害対策基本法、水防法、気象業務法等の改正や、防災基本計画の修正、原子力災害対策指針等の策定等を踏まえた「川崎市地域防災計画（風水害対策編）」及び「川崎市地域防災計画（都市災害対策編）」について修正素案を取りまとめ、市民の皆様から意見を募集いたしました。

その結果、7通（意見総数9件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

- ◆題名 : 川崎市地域防災計画風水害対策編及び都市災害対策編の修正について
- ◆意見の募集期間 : 平成26年6月30日(月)～平成26年7月30日(水)（31日間）
- ◆意見の提出方法 : 電子メール、FAX、郵送、持参
- ◆募集の周知方法 : ①ホームページ、市政だより、河川情報掲示板への掲載
②各区役所、支所・出張所、図書館、かわさき情報プラザ、総務局危機管理室にて資料閲覧
③自主防災組織連絡協議会役員会、ぼうさい出前講座で説明 など

3 意見提出数・意見数等

- ◆意見提出数 7通(電子メール2通、FAX3通、その他2通)
- ◆意見数 9件
- ◆意見の件数と対応区分

| 項目 | 件数 | 市の考え方の区分 | | | | |
|-----------------------|----|----------|---|---|---|---|
| | | A | B | C | D | E |
| 風水害対策編に関すること | 2 | | | 1 | 1 | |
| 都市災害対策編に関すること | 1 | | | | 1 | |
| 風水害対策編及び都市災害対策編に関すること | 4 | | 3 | | 1 | |
| その他 | 2 | | | | | 2 |
| 合計 | 9 | | 3 | 1 | 3 | 2 |

◆意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見の趣旨を踏まえ、新たに計画（案）に反映したもの
- B 素案の趣旨に沿った御意見であり、既に素案等に反映されているもの
- C 今後の参考とさせていただく御意見
- D 素案や施策に対する要望・質問等であり、素案や施策の内容を説明・確認するもの
- E その他

◆意見への対応

パブリックコメントの結果、修正素案の趣旨に沿った御意見や、施策推進の中で検討する御意見をいただきましたので、今後の防災・減災対策の参考とさせていただき、本計画につきましては、当初案どおりといたします。

4 主な意見（要旨）と意見に対する考え方

（1）風水害対策編に関すること

| No. | 意見・質問要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|---|--|----|
| 1 | <p>「第2部予防計画 第2章河川の対策 第2節 河川の整備 2 洪水調節施設整備」において、現在建設中の五反田川放水路について「放水路完成までの間、調整施設として活用できるよう整備する」との文言を追加すべきです。</p> <p>理由：トンネルは今年度中に完成することですが、多摩川への放流ができるようになるまでには、まだ当分の期間がかかるので、放流ができるまでの間、万一の場合、ダムとして使用出来るように整備すべきです。</p> | <p>トンネル完成後に引き続き、分流施設工事を行うことから、施工中の安全確保の観点より、貯留施設としての利用の可能性について検討していきたいと考えております。</p> | C |
| 2 | <p>土砂災害ハザードマップの改善</p> <p>航空写真による地形判定に加え、土地の地歴を加味すべきです。平成26年6月に発生した土砂災害は、ハザードマップに指定されていない住宅地で起こりました。その両隣の樹林地は指定されていたのに、崩れませんでした。古くから近隣でお住まいだった方は、その土地が遊水地で人が住めない場所と考えていました。この度の土砂災害は、長雨で排水不全となって発生したものだと思います。また、そこを開発した事業者は現在倒産して行方不明です。現居住者は「水が湧く場所と知っていたら買わなかった。川崎市が開発を許可した建物だから信用して買った」と言っています。地歴調査をしていれば湧水地であることはわかったはずです。</p> | <p>土砂災害ハザードマップは、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が指定されたことに伴って、その範囲を市民の皆様幅広くお知らせすることを目的とし、その他土砂災害への注意に関する情報などを記載した資料として作成しているものです。</p> <p>なお、土砂災害警戒区域につきましては、神奈川県在所管事業として指定が行われているものであり、その指定の基準は土砂災害防止法に定められておりますので、その区域の見直しについての対応は難しいものと考えております。</p> <p>また、過去の災害については、ホームページ、各区役所及び総務局危機管理室において公表している「川崎市災害概要」で閲覧が可能です。地歴については、地名資料室において公開している、明治後期から大正、昭和初期等の川崎市内の地形図により、変遷を辿ることも可能となっておりますので、それらを参考に御対応をお願いいたします。</p> | D |

（2）都市災害対策編に関すること

| No. | 意見・質問要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|--|--|----|
| 1 | <p>「第2部予防計画 第1章防災都市づくり 第1節基本的な方針」内、「しかし、現実には関東大地震以来、科学技術の急速な進展とともに、工業の過度集積や都市人口の急激な増加など、都市構造を複雑多様なものにし、同時に災害危険要因も「新しい型」の都市災害として懸念されるほど増加し、多岐にわたっている。」は削除すべきです。</p> | <p>本計画につきましては、自然災害と異なる、都市の特殊性に原因を帰する災害に対し、市及び防災関係機関等が連携し、市域における都市災害の予防、応急対策及び復旧等を総合的かつ計画的に実施することによる市域並びに市民の生命・身体・財産を保護することなどを目的としております。本計画では、主に都市人口の増加や工業の集積などに起因する地下街・高層建築物に係る災害や鉄道</p> | D |

| No. | 意見・質問要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|---------|--|----|
| | | に係る災害、原子力施設に係る災害などを想定し、予め災害の予防、応急対策及び復旧等を計画しております。本市では本計画に基づき、各種都市災害に対応することとしておりますが、都市構造が変化することにより想定される災害も変化することから、今後につきましても、最新の知見に基づく各種災害や対応策について研究を重ねてまいります。 | |

(3) 風水害対策編及び都市災害対策編に関すること

| No. | 意見・質問要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|--|---|----|
| 1 | <p>災害時要援護者名簿の作成等について 当自治会でも該当すると思われる方がいると思われませんが、現在のところ、該当の方かどうかを聞くことはばかられ、防災訓練等でもどのように対応したらよいものか困っております。要援護者については、その存在の把握もはばかられ、自治会レベルでは何もできない状況です。自治会としてどのような協力が可能でしょうか。</p> | <p>本市では、「災害時要援護者避難支援制度」を実施しております。 この制度は、災害時に自力で避難できない方を対象者として、町内会・自治会、自主防災組織などの支援組織への個人情報提供に同意いただいた方からの申込に基づく取組です。 支援組織におかれましては、区役所から送付を受けた名簿に基づき、具体的な支援者を定め、平常時には支援方法を話し合っていたくとともに、要援護者の方の見守り活動を、また、災害時には要援護者への情報提供や避難支援を行っていただくものでございますので、町内会・自治会といった地域の方々のお力添えをお願いいたします。</p> | D |
| 2 | <p>多摩・麻生区などの北部では土砂、洪水災害、川崎区などの南部では、液状化、コンビナート火災、風水害が地域で発生する災害であると考えられます。 このような個別災害に区分した重点対策や地域の助け合い運動などが必要です。</p> | <p>本計画で定める予防、応急対策及び復旧を計画的かつ有効的に実施するため、各所管局室区において防災計画やマニュアル等を策定することとしております。本市では、各区における地域特性を踏まえた「各区地域防災計画」、臨海部における災害に特化した「臨海部防災対策計画」及び「津波避難計画」等を策定しました。 今回の本計画の修正を踏まえまして、各区における地域防災計画につきましても必要な見直しを進めてまいります。</p> | B |
| 3 | <p>避難所に防災行政無線が設置されていますが、自主防災組織で使用したことがある人がいません。災害時には、市職員が避難所に来ることになっておりますが、その保証はありません。自主防災組織で防災行政無線の操作をしなければならぬ状況に備え、対策を検討してください。</p> | <p>避難所に設置していません移動系防災行政無線につきましても、地域要員（市職員）が区災害対策本部との連絡調整等を行うために設置しているものですが、避難所に市職員が参集できない状況において、電話が使用できない場合には、避難所を運営する自主防災組織の方による使用も可能となっております。 「避難所運営マニュアル」の資料12「移</p> | B |

| No. | 意見・質問要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|--|--|----|
| | | 動系防災行政無線使用手順書（避難所）」に簡易な操作手順を記載していますので、避難所開設訓練などの際に、市職員等と連携し操作手順を御確認ください。 | |
| 4 | <p>大規模な災害が発生したときに水道が使用できなくなることもあると思います。この計画では、市の車などで、市の職員が水を市民に供給すると書いてありますが、市の職員がこれない間はどのようにすればよいのでしょうか。市の職員がいなくても、市民が使える設備を整備していくべきです。</p> | <p>大規模な災害に備え、地域防災拠点である市立中学校全52校と重要な医療機関等全77か所への供給ルートの耐震化を既に完了しており、また、浄水場については、平成28年度に耐震化率100%となるよう整備を進めるなど、水道施設の耐震化に向けた取組を進めております。</p> <p>大規模な災害が発生すると、上下水道局は応急給水体制をとりますが、皆様に水が行き渡るまでに数日間かかってしまう場合もあります。そのため、まずは、各ご家庭で、1日3リットルを3日分程度、日頃から備蓄していただくようお願いしております。</p> <p>また、応急給水拠点については、地域防災拠点に位置づけられている市立中学校を中心に139箇所（平成25年度末現在）の設置を行い、半径約750m以内で給水が受けられるようになっております。応急給水拠点以外でも被災の状況に応じて、消火栓等を活用した臨時的給水拠点の開設を可能としております。</p> <p>さらに、応急給水拠点の確実性、利便性を高め、より迅速な応急給水の実現を図るため、配水池・配水塔と供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校等を対象に、職員による開設が不要な応急給水拠点の整備を進めております。</p> | B |

(4) その他

| No. | 意見・質問要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|---|---|----|
| 1 | <p>斜面緑地開発の抑制</p> <p>現在川崎・横浜地域は平坦地の開発が終了し、斜面地の開発に容積率計算の優遇等の開発促進策が取られています。無理な宅地開発化が進み、紛争が続発、地震や雨のたびに犠牲者が出ています。斜面開発の促進策をやめ、保護策に転ずるべきです。</p> <p>面積別の規制緩和をやめ、すべての宅地開発に地下ボーリング調査と結果公表を義務化することが必要です。</p> | <p>斜面地に建築される地下室マンション等につきましては、建築基準法により住宅地下室の容積率緩和が可能です。本市ではその容積率緩和について、法に基づく条例で一定の制限を設けております。さらに、本市独自の条例により地下室マンション等に対し、高さや隣地との距離等に関する制限を設け、周辺の住環境との調和を図っております。</p> <p>なお、面積別の規制につきましては、都市計画法に基づき、開発区域の規模に応じ、審査を行っております。また、開発行為におけるボーリング調査の実施につきましても、審査の必要に応じて、地</p> | E |

| No. | 意見・質問要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|--|---|----|
| | | 質調査結果の提出を求めています。 | |
| 2 | <p>良心的地主の保護</p> <p>小規模な地主にはいま買収の誘いと相続税の圧力がかかっています。良心的な地主は、小学生の社会科見学に協力し、なんとか緑地を残そうとしています。市民主導の緑地銀行の創設を支援すべきです。特別緑地保全制度を柔軟化して市街地に適用拡大することが必要です。</p> | <p>市では緑地保全施策を効果的に推進していくために、1,000㎡以上の樹林地をA・B・Cランクに分類し、保存すべき樹林地の優先順位を明らかにしております。特別緑地保全地区の指定はAランクかつ概ね0.3ha以上といった基準がありますが、その他の緑地保全施策として、緑の保全地域、緑地保全協定といった助成・優遇がある制度がございます。現在の緑地保全制度を遵守し、貴重な樹林地等の保全を進めていきたいと考えております。</p> | E |

5 今後のスケジュールについて

平成26年10月9日

川崎市防災会議

6 問い合わせ先

川崎市総務局危機管理室計画調整担当

電話：044-200-0337

FAX：044-200-3972

Email：16kiki@city.kawasaki.jp

川崎市地域防災計画

風水害対策編・都市災害対策編

(修正案)

-概要版-

目次

| | |
|------------------|-----|
| ■川崎市地域防災計画について■ | P 1 |
| ■修正の目的・主な修正内容■ | P 2 |
| 1 各編共通する主な修正内容 | P 3 |
| 2 風水害対策編の主な修正内容 | P 5 |
| 3 都市災害対策編の主な修正内容 | P 7 |

■川崎市地域防災計画について■

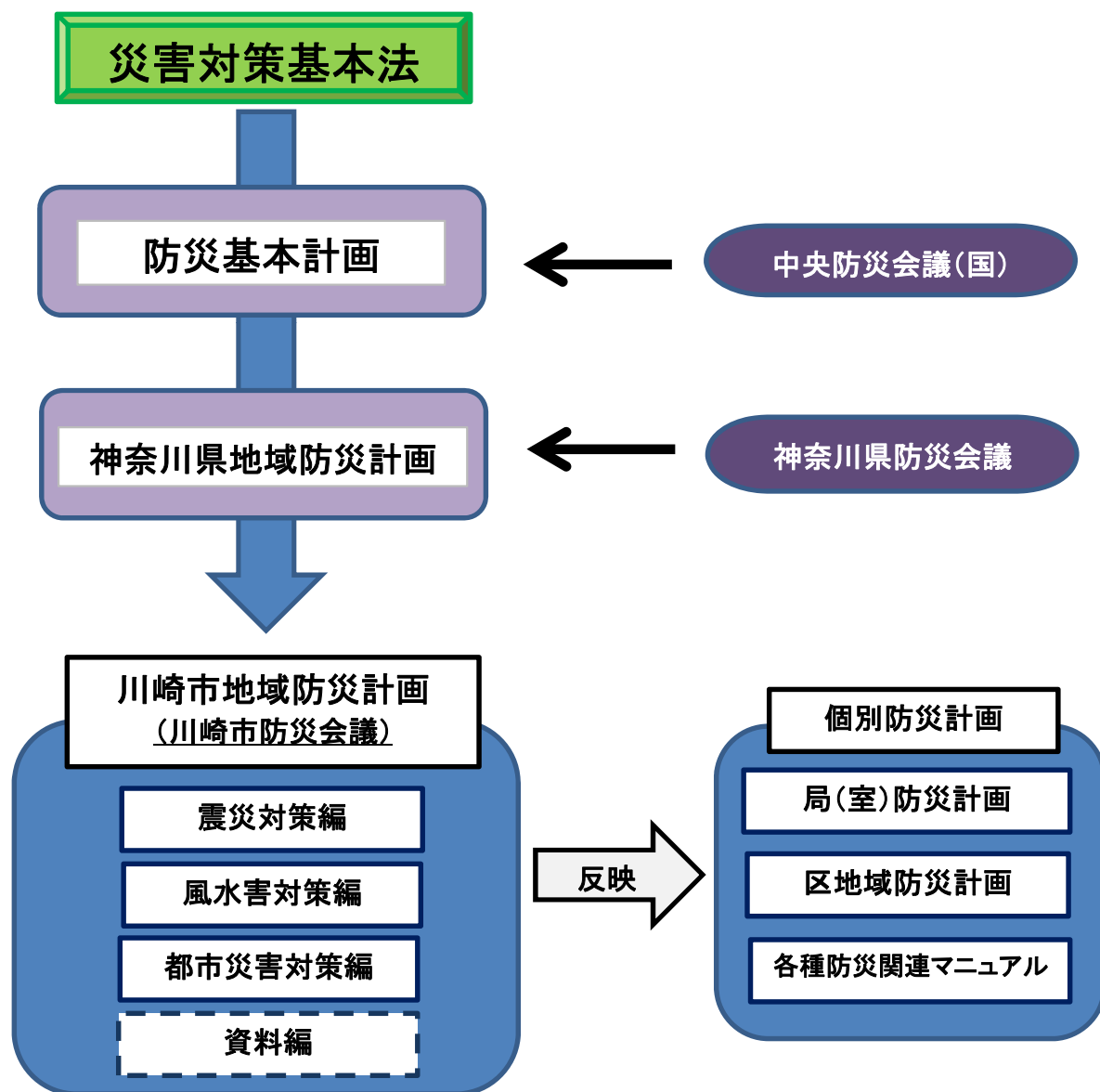
■川崎市地域防災計画とは■

災害対策基本法第42条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、川崎市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

川崎市地域防災計画は国の防災基本計画に基づくもので、神奈川県地域防災計画等との整合を図りながら作成され、次の4編で構成されております。

- 1 地震防災に関する「震災対策編」
- 2 風水害の防災に関する「風水害対策編」
- 3 鉄道災害、高速道路災害、原子力災害等の防災に関する「都市災害対策編」
- 4 関連する例規、要綱、協定等を掲載した「資料編」

■地域防災計画の体系■



本市地域防災計画の修正に際しては、上記以外に、関係法令、国等において策定した各種防災計画等の内容も反映しています。

■修正の目的■

東日本大震災を踏まえ、地域防災計画震災対策編につきましては2期に渡る修正を行い、平成25年10月に公表いたしましたところです。今回の修正は、「風水害対策編」及び「都市災害対策編」の2編について、災害対策基本法、水防法、気象業務法等の改正や、国における防災基本計画の修正、原子力災害対策指針等の策定などを踏まえて修正を行うものです。また、「震災対策編」にも共通する部分については、併せて反映いたします。

本修正を通じ、計画の更なる拡充を図り、防災対策の推進を図ることを目的にします。

■主な修正内容■

1 各編共通する主な修正

(1) 災害対策基本法等の改正内容の反映

- ・住民等による地区防災計画の計画提案等
- ・緊急避難場所、避難所の指定等
- ・災害時要援護者名簿の作成等
- ・屋内待避等の安全確保措置の指示
- ・被災者への配慮関係
- ・り災(罹災)証明関係
- ・安否情報の提供等
- ・被災者台帳の作成等

2 風水害対策編の主な修正

(1) 初動体制及び災害対策要員(市職員)の動員・配備の見直し

- ・気象業法の改正による特別警報の導入等に伴う、災害対策本部等の設置基準等の見直し
- ・これまでの災害対応等を踏まえた、市職員の動員配備基準の見直し

(2) 水防法改正に伴う項目の追加

- ・浸水防止計画の作成及び訓練の実施等、事業所等に義務付けられた項目の追加

(3) 火山災害対策の新設

- ・国の防災基本計画、各種検討会での検討結果を踏まえ、富士山噴火に伴う降灰対策を追加

3 都市災害対策編の主な修正

「原子力災害対策指針」の策定や国の「防災基本計画」等の修正を踏まえた内容の修正

- ・災害情報等の収集・連絡等を4つの段階に分けて整理
- ・広域避難や市外で発生した広域的な放射能被害への対策の追加



各編共通する主な修正内容（時点修正、資料編への資料追加等の変更は除く）

| | | |
|---|--|---------------|
| 災害対策基本法の改正に伴う修正 | 住民等による地区防災計画の計画提案等に関する事項 | |
| | ○地区内の住民等は、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を市防災会議へ提案できることや提案を受けた市防災会議は、必要と認めるときは、本市地域防災計画に反映させることを追加。 | 風P30 都P27 |
| | 緊急避難場所、避難所の指定等 | |
| | ○異常な現象（洪水、崖崩れ、高潮、地震、津波、火山、大規模な火事、内水氾濫）毎に、緊急避難場所を指定することや、新たに避難所を指定したときなど、公示等による市民への周知について追加しました。 | 風P54 都P68 |
| | 災害時要援護者名簿の作成等 | |
| | ○災害時要援護者避難支援制度登録者以外の要介護度3～5、身体障害等級1～3級の方の情報を把握し、発災時に避難所等に情報提供することなどを追加しました。 | 風P50 都P27 |
| | 屋内待避等の安全確保措置の指示 | |
| | ○避難時の周囲の状況等により、避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合などは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができることについて追加しました。 | 風P106 都P65 |
| | 被災者への配慮関係 | |
| | ○避難所以外の場所での生活を余儀なくされた被災者に対しても、食料等必要な物資の配布情報や巡回健康相談などの情報の周知など必要な配慮に努めることについて追加しました。 | 風P110 都P69 |
| | り災（罹災）証明関係 | |
| | ○平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制の確保に努め、発災時に遅延なく住家等の被害の程度を調査することについて追加しました。 | 風P168 都P94 |
| | 安否情報の提供等 | |
| | ○避難者の安否について住民等から照会があったときは、避難者等の権利利益を侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り避難者の安否情報を回答することについて追加しました。 | 風P110 都P69 |
| 被災者台帳の作成等 | | |
| ○個々の被災者の被害の状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を必要に応じて作成し、被災者の総合的な援護の実施に努めることを追加しました。 | 風P161 都P88 | |

| | | |
|--|---|-------------------|
| 平成25年に修正した震災対策編と共通する部分の修正 | 防災関係機関の業務大綱 | |
| | ○指定地方行政機関に、関東財務局（横浜財務事務所）を追加しました。 | 風P7 都P8 |
| | ○指定地方公共機関に、（公社）神奈川県LPガス協会（川崎南支部、川崎北支部）を追加しました。 | 風P9 都P10 |
| | 防災力の向上 | |
| | ○自主防災組織等の育成・強化に、男女双方の視点への配慮や女性の参画の推進について追加しました。 | 風P27, 28 都P25 |
| | ○自主防災組織連絡協議会と市が連携し、自主防災組織リーダーの育成に努めることを追加しました。 | |
| | 防疫・保健衛生 | |
| | ○災害時に円滑な被災動物の救援活動を行えるよう、救援活動に必要な物品等の整備について追加しました。 | 風P133 都P80 |
| | ○川崎市動物救援本部等の設置時の各機関の役割等を追加しました。 | |
| | 医療救護 | |
| | ○市と地域の医療団体との協力事項について追加しました。 | 風P113 都P72 |
| | ○医療救護班が使用する医薬品等について、市内医薬品卸会社との協定に基づく調達を追加しました。 | 風P117 都P76, 77 |
| | ○市内神奈川DMAT指定病院に、市立川崎病院、関東労災病院、日本医科大学武蔵小杉病院、帝京大学医学部付属溝口病院、市立多摩病院を追加しました。 | |
| | 混乱防止対策 | |
| | ○情報パニック、主要ターミナル駅・周辺の混乱防止措置について追加しました。 | 風P124 都P71 |
| | 広域応援体制 | |
| | ○自衛隊法第83条第2項による、県知事の要請を待つことなく、市から災害の状況の通知を行うことで、自衛隊が自主派遣を実施できることについて追加しました。 | 風P152 都P52 |
| ○警察、自衛隊、消防機関、ライフライン事業者等の宿营地、車両置き場及び資機材置き場等として使用する活動拠点について、南部、中部、北部の3地域に区分し、各拠点の配置を再検討し見直しを図りました。 | 風P154 都P53 | |
| ○国の非常（緊急）災害対策本部等が、海外からの支援の受入れを決定した場合の受入れと活動支援について追加しました。 | 風P156 都P56 | |
| ○災害発生後の災害ボランティアの活動支援について迅速な災害ボランティアの受入体制の構築や社会福祉協議会を中心とした「災害ボランティアセンター」の運営について追加しました。 | 風P157 都P56 | |
| その他 | | |
| 東日本大震災後、震災対策編を全面的に修正したことから、上記項目以外についても、地域防災拠点及び避難所の整備、災害情報の収集と伝達、災害ボランティアなど多くの項目を修正しました。 | | |

2 風水害対策編における主な修正内容（各編共通する修正内容は除く）

| | | |
|---|---|-----|
| 第1部 総則 | 第1章 計画の方針 | |
| | ○計画の目的に、大雪及び降灰について追加しました。 | P1 |
| | 第3章 市の自然と災害 | |
| 総則 | ○地勢の概況に、火山（富士山の現況等）を追加しました。 | P13 |
| | ○本市における気象の概況等を更新しました。 | P15 |
| 第2部 予防計画 | 第2章 河川の対策 | |
| | ○洪水の浸水想定区域の指定に、真光寺川と有馬川を追加しました。 | P33 |
| | 第4章 港湾の対策 | |
| | ○波浪・高潮対策の施設整備・管理について、防潮扉の引き戸式等への改修の実施と、公共バースの維持管理について追加しました。 | P37 |
| | 第5章 土砂災害・宅地災害対策 | |
| | ○土砂災害に関する情報の伝達方法にTwitterを追加するとともに、警戒区域内の高齢者、障害者、乳幼児等が利用する施設に対する情報伝達手段として、防災気象情報メール、緊急速報メールを追加しました。 | P38 |
| | ○老朽化した擁壁等の改修工事の促進を図るための、「川崎市宅地防災工事助成金制度」及び「宅地防災工事資金融資制度」の活用について追加しました。 | P39 |
| | 第6章 火山災害対策 | |
| | ○「富士山ハザードマップ検討委員会」が想定した最大規模の噴火により、本市に堆積が予想される降灰被害の対策について追加しました。 | P43 |
| | ○気象庁から発表される火山概況（週間・月間など）などを通じ、富士山や箱根山の噴火警戒レベル等の火山活動状況について情報収集を行うことや、情報伝達体制を整備することを追加しました。 | P44 |
| | ○富士山等が噴火した場合の他自治体との連携について追加しました。 | P44 |
| | 第7章 地下街等及び大規模工場等の対策 | |
| | ○水防法の改正に伴い、地下街等の所有者又は管理者は、避難確保・浸水防止計画を作成、訓練を実施及び自衛水防組織を設置することを追加しました。また、洪水等による浸水により、社会経済活動に重大な影響が生じる大規模工場等のうち、申出を行った大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置に努めることを追加しました。 | P48 |
| | 第8章 災害時要援護者対策 | |
| | ○水防法の改正に伴い、浸水想定区域内の災害時要援護者施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の避難確保計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置に努めることを追加しました。 | P51 |
| 第10章 物資・資器材の備蓄及び協定 | | |
| ○応援協定の推進について、各局は、締結している協定内容の検証・見直しを行うことで、流通在庫備蓄品の保有量の把握に努めることを追加しました。 | P59 | |
| 第11章 防災訓練の実施・指導 | | |
| ○市民、企業、市及び防災関係機関が一体となって、防災訓練を実施することを追加しました。 | P60 | |

| | | |
|--|--|------|
| 第3部 初動対策計画 | 第1章 初動体制の確立 | |
| | ○気象業務法の改正に伴い導入された特別警報が発表された際に、災害対策本部を設置することなど、初動時における本部設置基準の見直しを行いました。 | P64 |
| | 第4章 災害対策要因の動員・配備 | |
| | ○市職員の動員体制について、台風・集中豪雨等に関する動員配備基準と大雪に関する動員配備基準を設置しました。 | P73 |
| | 第6章 災害情報の収集と伝達 | |
| | ○気象庁が、平成25年8月に運用を開始した「特別警報」の位置づけ等について追加しました。 | P81 |
| | ○国土交通省又は県が発表する土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等の発令等を行うことを追加しました。 | P83 |
| | 第7章 災害情報の広報 | |
| | ○降灰に関する災害情報の広報について追加しました | P96 |
| | ○災害広聴の実施について追加しました。 | P98 |
| 第4部 応急対策計画 | 第2章 避難対策 | |
| | ○避難勧告等を行うにあたって、必要に応じ、横浜地方気象台、京浜河川事務所、京浜港湾事務所、県等に助言を求めることを追加しました。 | P106 |
| | ○避難勧告等の伝達方法の一つとしてLアラート（公共情報コモンズ）への配信を追加しました。 | P108 |
| | 第5章 飲料水・食料・生活必需品の供給 | |
| | ○降灰が発生した場合や災害時要援護者等についての給水の実施について追加しました。 | P119 |
| | 第8章 障害物の除去等 | |
| | ○緊急交通路等の機能回復を効率的に行うため、県及び隣接自治体等と連携して対応することを追加しました。 | P129 |
| 第9章 大雪・降灰の除去など | | |
| ○大雪対策及び降灰対策と除去作業の応援要請について追加しました。 | P131 | |
| 第5部 復旧計画 | | |
| 第2章 公共施設の災害復旧 | | |
| ○降灰除去事業に伴う、活動火山対策特別措置法による補助について追加しました。 | P173 | |
| 第6部 公共事業施設防災計画 | | |
| ○公共事業防災計画について各事業者が修正を行いました。 | P176～ | |

3 都市災害対策編における主な修正内容（各編共通する修正内容は除く）

| | | |
|--|---|-------|
| 第1部 総則 | 第1章 計画の方針 | |
| | ○都市災害対策編と平成25年4月に策定した「川崎市臨海部防災対策計画」との位置づけについて追加しました。 | P3 |
| 第3部 応急対策計画 | 第1章 活動体制の確立 | |
| | ○現地で活動する防災関係機関が情報共有・調整する現地調整所の機能について、避難誘導の調整に関することを追加しました。 | P32 |
| | 第3章 広報・広聴 | |
| | ○放送機関に対する放送要請について協定先一覧を追加しました。 | P46 |
| | 第7章 避難対策 | |
| ○避難勧告・指示について、TwitterやLアラート（公共情報コモンズ）など各種伝達方法を追加しました。 | P67 | |
| 第5部 個別災害防災計画 | 第12章 災害救助法 | |
| | ○災害救助法の所管官庁の変更及び改正に基づく文言の修正を反映しました。 | P85 |
| 第5部 個別災害防災計画 | 第1章 地下街・高層建築物の防災計画 | |
| | ○消防法改正に基づく地下街に係る防災規定を修正しました。 | P104 |
| | 第2章 鉄道の防災計画 | |
| | ○各鉄道会社の防災計画について修正しました。 | P129～ |
| | 第3章 高速道路の防災計画 | |
| | ○各高速道路会社の防災計画について修正しました。 | P155～ |
| | 第4章 原子力災害の防災計画 | |
| | ○市民等に対してのサーベイメーター等の原子力資機器材の貸出等について追加しました。 | P176 |
| | ○災害情報等の収集・連絡等について、4つの段階（情報収集事態が発生した場合、警戒事態が発生した場合、施設敷地緊急事態が発生した場合、全面緊急事態が発生した場合）に分けて整理しました。 | P177 |
| | ○県を通じ、SPEEDIネットワークシステムによる放射線影響などについて情報提供を受けることを追加しました。 | P180 |
| ○市外で発生した広域的な放射能被害への対策について追加しました。 | P186 | |
| 参考 神奈川県石油コンビナート等防災計画（抜粋） | | |
| ○平成24年4月に修正された神奈川県石油コンビナート等防災計画を反映しました。 | P207～ | |